

---

# 中小企業金融円滑化に向けた 当行の取り組みについて

～平成28年9月末までの状況～

---



 A MEMBER of FIDEA GROUP

<更新日 平成28年11月15日>

**中小企業金融円滑化に向けた当行の取り組みについて**  
 ～平成28年9月末までの状況～

はじめに	.....	3
基本方針	.....	4
受付体制	.....	5
取組状況（中小企業者・住宅資金借入者からの受付状況等）	.....	6

北都銀行は、地域金融の円滑化による地域活性化を大きな経営課題と捉え、お客さまの経営改善あるいは再生に向けた支援など、地域密着型金融の推進に取り組んでまいりました。

金融機関の持つ社会的責任、公共的使命を十分に認識し、地域金融の円滑化を最も重要な役割のひとつであると位置付け、以下のとおり「金融円滑化に関する基本方針」を定め、役職員が一体となって、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

**1. 中小企業や個人事業主のお客さまへの対応**

中小企業や個人事業主のお客さまから新規の融資や返済条件の変更等の相談・申込みを受けた場合は、事業の特性および状況等を勘案した適切な審査を実施するとともに、真摯に対応します。

**2. 住宅ローンをご利用のお客さまへの対応**

住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件の変更等の相談・申込みを受けた場合は、財産や収入の状況等を勘案した適切な審査を実施するとともに、真摯に対応します。

**3. 経営改善に向けた支援**

お客さまの経営状況等をきめ細かく把握し、経営相談・経営指導および経営改善等に向けた適切な支援に努めます。特に、返済条件の変更等に際して経営改善計画書等を策定した場合には、その進捗状況の把握に努め、必要に応じて助言等を行うなど引続き適切な支援に努めます。

**4. 事業価値を適切に見極めるための能力の向上**

お客さまの経営実態や成長性および将来性等の事業価値を適切に見極めるための能力の向上に努めます。

**5. 顧客説明の徹底**

お客さまとの与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約等)に関し、お客さまの知識、経験及び財産の状況等を踏まえ、理解と納得を得られるよう適切かつ十分な説明を行います。

なお、やむを得ずお申込みをお断りさせていただく場合にも、理解と納得を得られるよう具体的かつ十分な説明を行います。

**6. 要望・苦情等への対応**

お客さまからの相談、問い合わせ、要望及び苦情等については、信頼を得られるよう真摯に対応するとともに迅速かつ丁寧に対処します。

**7. 他の金融機関等との連携・協力**

お客さまからの返済条件の変更等の申込みについて、他の金融機関や政府系金融機関、事業再生ADR解決事業者、企業再生支援機構、信用保証協会、住宅金融支援機構等が関係している場合には、守秘義務を遵守しつつ、お客さまの同意を前提に、緊密な連携と協力を努めます。

## 1. ご相談の受付体制について

全営業店・インストアブランチにて、お客様からの返済条件の変更等に係るご相談を承っております。  
 (休日のご相談は休日稼働店舗にてお受けいたします。)

平日	受付場所	全営業店
	受付時間	各店営業時間

土日 祝日	土日祝日営業する営業店・ISB(インストアブランチ)							
	受付場所	泉支店	御所野支店 (イオンモール秋田内)	土崎南支店 (イオン土崎港店内)	本荘石脇支店 (イオンスーパーセンター本荘店内)	大館東支店	大曲プラザ支店 (イオンモール大曲内)	横手西支店
受付時間	10:00~17:00	10:00~19:00	9:00~19:00		9:00~17:00	10:00~19:00	10:00~18:00	

## 2. 金融円滑化への取組みに関するご意見・ご要望受付窓口について

北都銀行の金融円滑化への取組みに関するご意見・ご要望はお客様相談室までお申し出ください。

### 【北都銀行 お客様相談室】

〒010-0001 秋田県秋田市中通三丁目1番41号 北都銀行新館6F

電話番号 : 0120-102-610

受付時間 : 月~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後5時

本支店全店およびローン専門店全店の窓口でもご意見・ご要望をお受けいたします。

(平成28年11月11日現在)

※金融円滑化法施行以降、平成28年9月末までに申し込みをお受けした案件の状況です

## 1.貸し付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6,069	6,459	6,778	7,088	7,318	7,657	7,947	8,203	8,499	9,016	9,561	
うち、実行に係る貸付債権の数	5,713	6,031	6,401	6,699	6,964	7,285	7,580	7,802	8,122	8,636	9,190	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	230	236	246	246	246	246	246	246	246	246	246	
うち、審査中の貸付債権の数	24	89	28	40	5	21	15	49	25	28	19	
うち、取下げに係る貸付債権の数	102	103	103	103	103	105	106	106	106	106	106	

## 2.貸し付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	856	882	908	934	960	977	1,010	1,034	1,068	1,111	1,162	
うち、実行に係る貸付債権の数	769	791	816	839	861	879	912	931	970	1,012	1,057	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
うち、審査中の貸付債権の数	4	7	7	7	9	7	7	11	6	6	7	
うち、取下げに係る貸付債権の数	62	63	64	67	69	70	70	71	71	72	77	

(注)申込みを受け付けしてから3ヵ月を経過した場合、継続して取り組み中であっても、統計上「うち、謝絶に係る貸付債権の額(数)」に計上されております。